-東京都立産業技術大学院大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則の概要-

目的(第1条): 研究活動の不正行為及びその他の不正とみなされる行為の防止に関して、必要な事項を定める。

定義(第2条):(1)研究者 本学に所属する又は本学の名を冠した肩書きを使用して研究活動を行う全ての者。

(常勤、非常勤、学生等の身分及び客員教授等の呼称を問わない。

資金の主たる受給者であるかどうかも問わない。)

(2)研究活動の不正行為 研究者が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。

(3)捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

(4) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、

データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

(5) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは

研究者は

(第3条)

「東京都立産業技術大学院大学にお

ける研究者の行動規範」を遵守する

適切な表示なく流用することをいう。

(6)その他の不正と 研究活動又はその結果の発表過程における不適切なオーサーシップ及び不適切な投稿又は出版をいう。

みなされる行為

(7)不適切な 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、

オーサーシップ
又は著者としての資格を有する者を除外する行為をいう。

(8)不適切な投稿又は出版 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為をいう。

最高管理責任者(第4条第1号)

学 長

大学全体を統括し、研究者倫理の向上及び不正行為等 の防止の最終責任を負う。

部局責任者(第4条第2号)

研究科長

部局における研究者倫理の向上及び不正行為等の防止 について統括する実質的な責任を持つ。

研究倫理責任者(第4条第3号)

専攻長

研究者に対して定期的に研究倫理教育を実施し、 学生に対しても教育研究上の目的及び専攻分野の特性に 応じて研究倫理教育の実施を促進するものとする。

研究活動不正行為対策推進室(第5条)

本学における研究者倫理の向上及び不正行為等の防止を図るため、最高管理責任者の下に設置

業務

- (1) 研究者倫理向上のための基本方針を策定すること
- (2) 上記基本方針を実施するための、 情報収集、研修及び啓発活動に関すること
- (3) その他、不正行為等の防止に関すること

組織

- (1) 産業技術研究科長
- (2) 東京都立産業技術大学院大学管理 部長
- (3) その他学長が指名する者 若干名

通報窓口(第6条)

本学における不正行為等に適切に対応できるようするため、通報窓口を設置する。

研究データの保存・開示(第7条)

研究者は、研究成果の第三者による検証可能性を確保するために、研究データをその性質や研究分野の特性に応じて一定期間保存し適切に管理するとともに、必要な場合に開示しなればならない。